

# 平成25年度畜産・酪農関係事業の概要

平成25年1月  
農林水産省生産局

## 畜産・酪農経営安定対策

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

( )内は24年度  
【[所要額] 177,008 (174,089) 百万円】

### ○酪農経営安定のための支援

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を実施。

持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

（加工原料乳生産者補給金 [所要額] 22,743 (22,353) 百万円  
チーズ向け生乳供給安定対策事業 ※ [所要額] 8,767 (8,767) 百万円  
加工原料乳等生産者経営安定対策事業の継続  
持続的酪農経営支援事業 ※  
(前年度：酪農環境負荷軽減支援事業) [所要額] 6,229 (6,229) 百万円

### ○肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付。

（肉用子牛生産者補給金 [所要額] 21,296 (21,290) 百万円  
肉用牛繁殖経営支援事業 [所要額] 15,877 (13,312) 百万円

### ○肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施。

（肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業 [所要額] 86,942 (86,942) 百万円

※24年度補正予算による積み増しあり

### ○養豚経営安定のための支援

養豚経営の収益性が悪化した場合に、生産者と国の積立金から、粗収益と生産コストの差額の8割を補填金として交付。

（養豚経営安定対策事業 [所要額] 9,966 (9,966) 百万円

※24年度補正予算による積み増しあり

### ○採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付。

（鶏卵生産者経営安定対策事業 ※ [所要額] 5,189 (5,189) 百万円

## その他のALIC畜産業振興事業

( )内は24年度  
【[所要額] 17,596 (14,173) 百万円】

(所要額)

### ○酪農経営安定対策補完事業(拡充) 818 (484) 百万円

- ・ 傷病時のヘルパー利用の円滑化に加え、ヘルパーを活用した生産基盤の強化等地域の自主的な取組を支援(拡充)
- ・ 生乳の品質改善や生産性向上、遺伝子情報を利用した改良体制の強化を行う牛群検定組合の取組を支援(拡充)

### ○酪農生産基盤回復緊急支援事業(新規) 1,003 (0) 百万円

- ・ 都府県の生乳生産基盤の維持・回復を図るため、生産基盤回復計画に基づき、地域における乳牛の維持・継承、飼養管理技術の改善等の取組を行う酪農家の集団を支援

### ○加工原料乳確保緊急対策事業(新規) 543 (0) 百万円

- ・ 生産者の計画を踏まえて加工原料乳の確保に向けた取組を緊急的に行う指定団体に対し、加工原料乳1kg当たり30銭相当を交付

### ○肉用牛経営安定対策補完事業(拡充) 3,326 (2,077) 百万円

- ・ 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成を支援(拡充)
- ・ 農協等が飼養管理施設を整備し、新規参入者に貸付ける取組を支援(拡充)
- ・ 繁殖雌牛の増頭等のための簡易牛舎の整備・改造等を支援(新規)
- ・ 地域の肉用牛改良に必要な優良な繁殖雌牛の導入を支援(新規)
- ・ 肉用牛ヘルパーの推進を支援
- ・ 地方特定品種の生産や離島等における肉用子牛の集出荷等を支援
- ・ 肉用子牛等の預託の取組を支援(拡充)

### ○食肉流通改善合理化支援事業(拡充) 2,586 (1,984) 百万円

- ・ 国産牛肉の加工品試作や入札販売会等の取組を支援(新規)
- ・ 産地食肉センターや家畜市場等の設備の改善、食肉卸売市場の機能強化、食肉卸売経営の安定化、食肉小売機能の高度化の取組を支援

### ○畜産高度化支援リース事業 貸付枠：3,955 (4,757) 百万円

- ・ 堆肥保管、畜産環境整備や食肉販売等の合理化、生乳流通の効率化に必要な施設のリース方式による導入を支援

大家畜・養豚特別支援資金融資枠：500億円

### ○畜産特別支援資金融通事業 畜産経営改善緊急支援資金融資枠：500億円 ほか

※24年度補正予算による措置あり

- ・ 配合飼料価格の高騰等により負債の償還に支障を来している経営に対し、負債の一括借換等長期・低利の資金を融資。
- ・ 家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

**○家畜防疫互助基金支援事業 基金規模：3,884（3,884）百万円**

- ・ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備えた互助基金の造成を支援

**○国産畜産物安心確保等支援事業 465（787）百万円**

- ・ 家畜個体識別システムの円滑な運用、BSE発生農家の経営再建、鳥インフルエンザ発生時における食鳥処理の円滑化等を支援

**○畜産副産物適正処分等推進事業 6,886（6,894）百万円**

- ・ B S E 発生を踏まえた牛肉骨粉や牛せき柱の適正処分等を支援

平成25年度

畜産・酪農関係事業の概要（未定稿）

生産局

事業名	所要額	備考	(頁)
	(百万円)		
1. 畜産・酪農経営安定対策			
① 加工原料乳生産者補給金	22,743		1
※② チーズ向け生乳供給安定対策事業	8,767		2
③ 加工原料乳等生産者経営安定対策事業の継続			3
※④ 持続的酪農経営支援事業	6,229		4
⑤ 肉用子牛生産者補給金	21,296		5
⑥ 肉用牛繁殖経営支援事業	15,877		6
⑦ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業	86,942	24年度補正予算額 16,206百万円	7
⑧ 養豚経営安定対策事業	9,966	24年度補正予算額 15,689百万円	8
※⑨ 鶏卵生産者経営安定対策事業	5,189		9
2. その他			
① 酪農経営安定対策補完事業(拡充)	818		10
② 酪農生産基盤回復緊急支援事業(新規)	1,003		11
③ 加工原料乳確保緊急対策事業(新規)	543		12
④ 肉用牛経営安定対策補完事業(拡充)	3,309		13
⑤ 食肉流通改善合理化支援事業(拡充)	2,586		14
⑥ 畜産高度化支援リース事業	基金	貸付枠:40億円	16
⑦ 畜産特別支援資金融通事業	1,890	24年度補正予算額 938百万円	17
⑧ 家畜防疫互助基金支援事業	基金	基金規模:39億円 (うち国費1/2:19億円)	18
⑨ 国産畜産物安心確保等支援事業	465		19
⑩ 畜産副産物適正処分等推進事業	6,886		20

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

平成25年1月

農林水産省

# 加工原料乳生産者補給金

## 1 事業の目的

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳に対して補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ります。

## 2 事業の内容

加工原料乳を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて指定生乳生産者団体に対し、補給金を交付するために必要な経費を交付する。

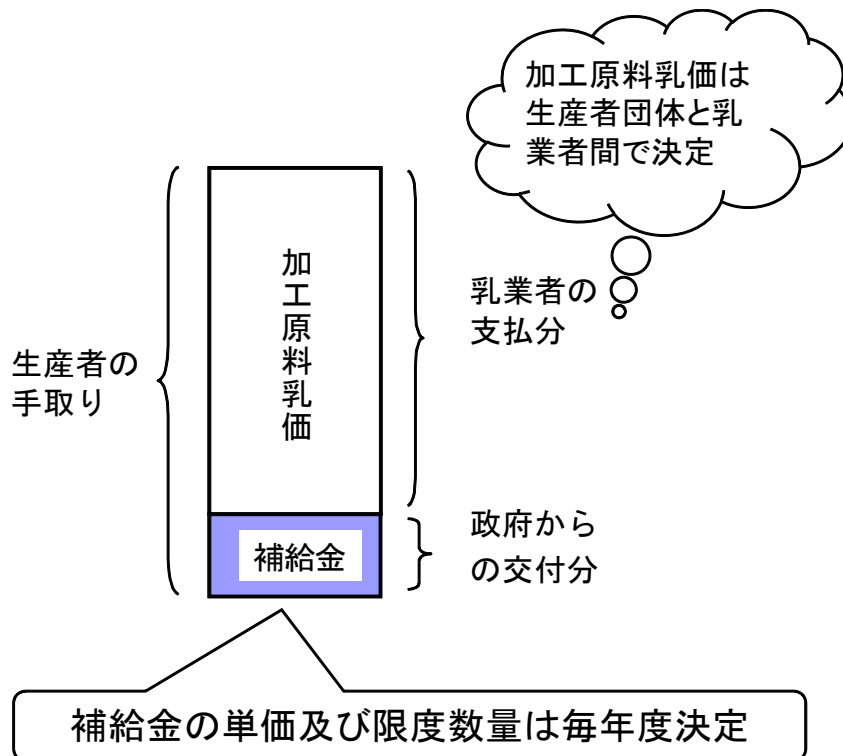
## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体

## 4 所要額（補助率）

22,743百万円

（補給金単価：12.55円/kg、対象数量：181万トン（25年度））



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課  
代表：03-3502-8111 内線4933  
担当者：本田、上田

# チーズ向け生乳供給安定対策事業

## 1 事業の目的

チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援します。

## 2 事業の内容

### ① チーズ向け生乳供給安定対策

指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に、チーズ向け生乳供給量に応じて助成金を交付する。

・助成金単価：15.1円/kg

### ② 生産者需給調整機能強化対策

指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組に対し、製造費の一部を補助する。(最大6万トン)

・補助率：1/2以内

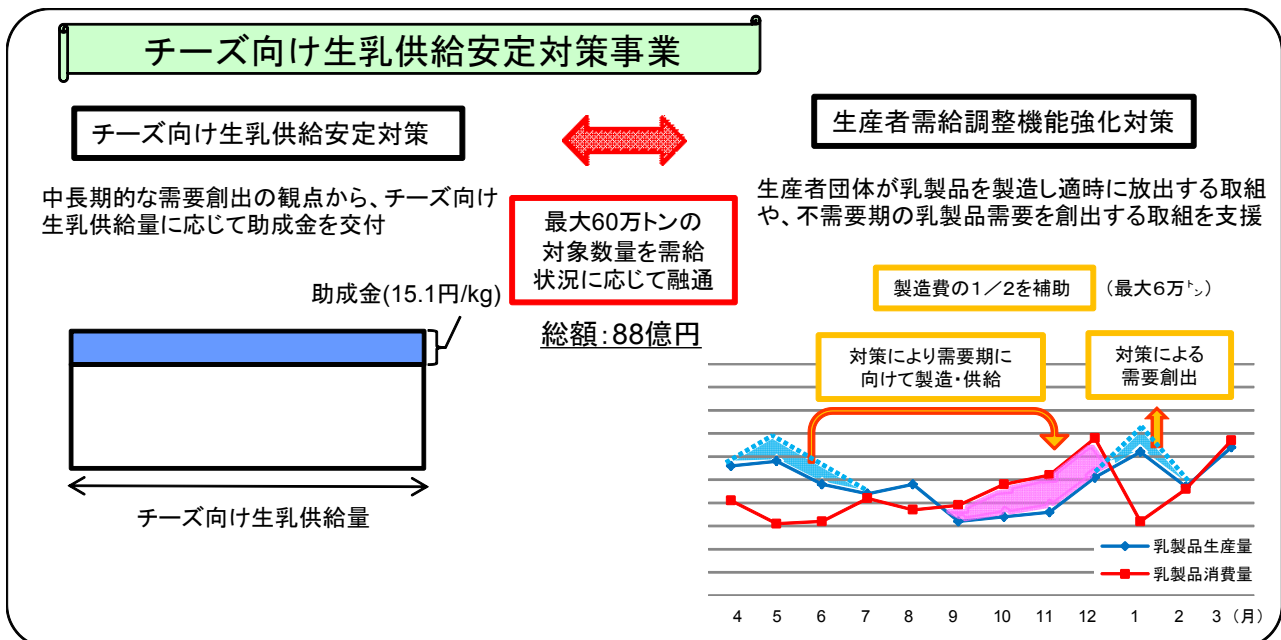
※ 対象生乳量：①と②を合わせて最大60万トン

## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体

## 4 所要額（補助率）

8,767百万円（定額、1/2以内）



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課  
 代表：03-3502-8111 内線4933  
 担当者：本田、舘

# 加工原料乳等生産者経営安定対策事業

## 1 事業の目的

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度及びチーズ向け生乳供給安定対策事業と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

## 2 事業の内容

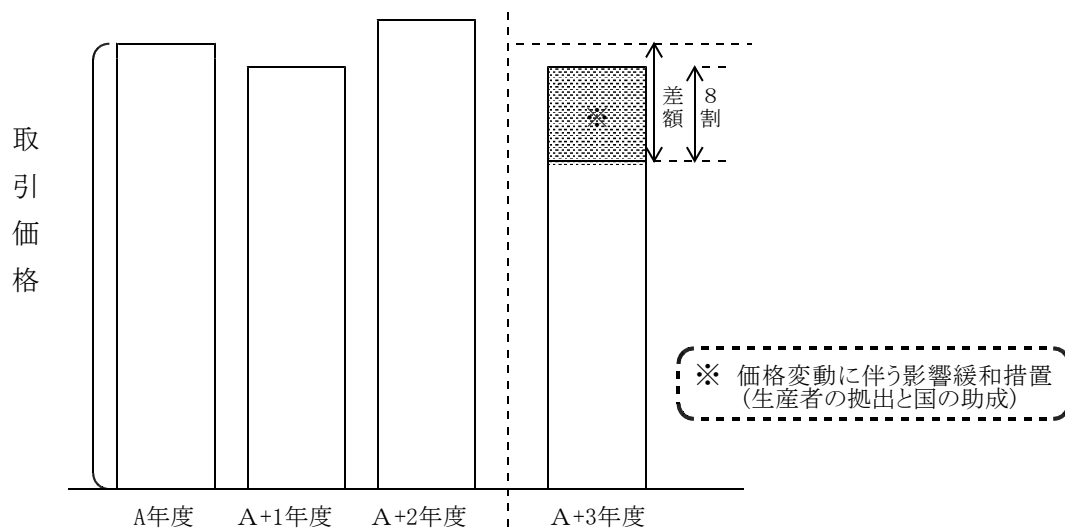
加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の補填基準価格（過去3年間の平均取引価格を基本）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

## 3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間：平成 23～25 年度（3 年間）
- ② 補填基準価格：全国の過去 3 年間の平均取引価格を基本
- ③ 補填割合：補填基準価格と取引価格（全国平均）の差額の 8 割



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課  
代表：03-3502-8111 内線4933  
担当者：本田、上田

# 持続的酪農経営支援事業

## 1 事業の目的

持続的な経営を行う酪農家の経営の安定を図る。

## 2 事業の内容

持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。

### （1）交付対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

### （2）交付金単価

飼料作付面積1haあたり15千円

3 事業実施主体 生乳生産者等

4 所要額（補助率） 6,229百万円（定額）

（ 担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4890  
担当者：小坪、藤谷 ）



# 肉用子牛生産者補給金

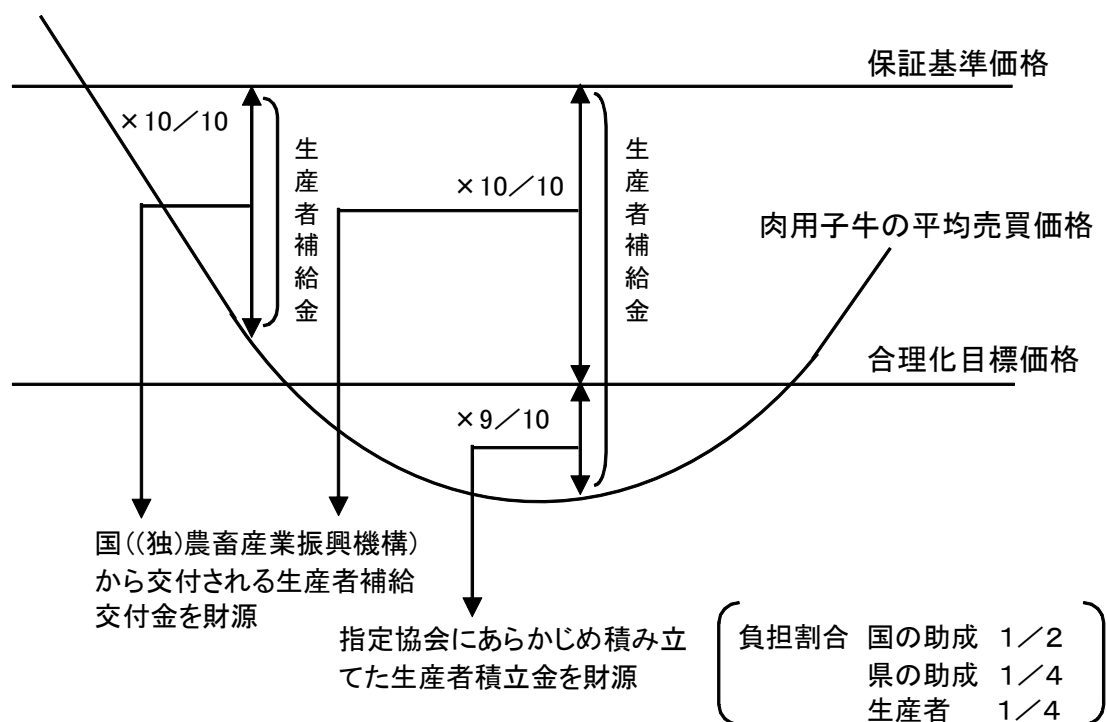
## 1 制度の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

## 2 制度の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種）を対象として補給金を交付する。

さらに、平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、国、県、肉用子牛生産者の積立により造成した生産者積立金から、下回った額の  $9/10$  を補給金として交付する。



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） 21,296百万円（定額、 $1/2$ ）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4941  
担当者：犬塚、藤井

# 肉用牛繁殖経営支援事業

## 1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

## 2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

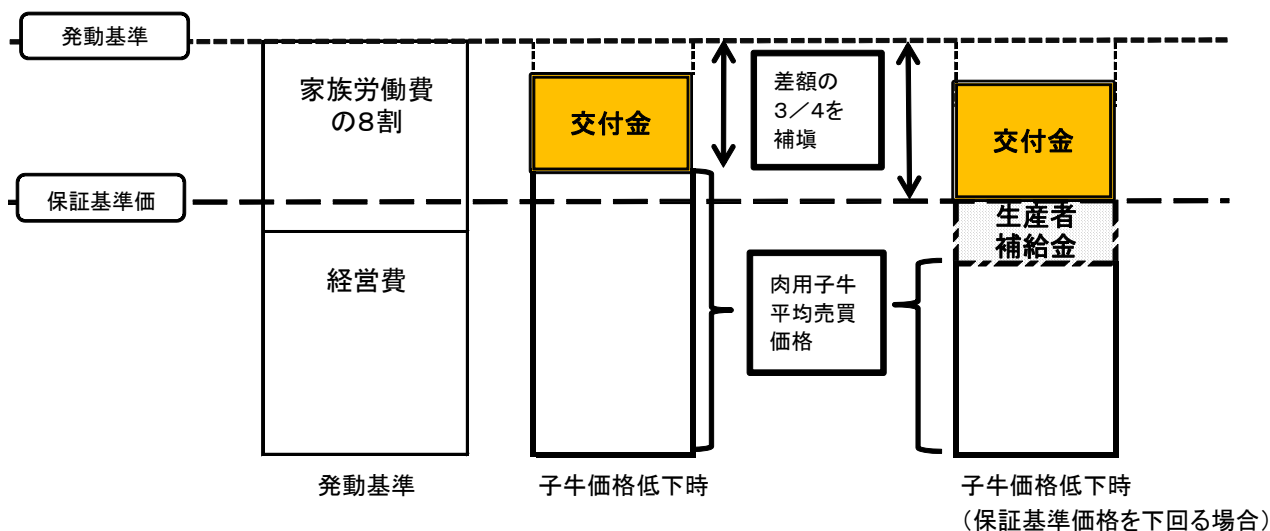
(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

(2) 発動基準 :	品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
	発動基準	41万円	37万円	27万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間 : 平成25～27年度（3年間）



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） 15,877百万円（定額）

（ 担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
 代表 03-3502-8111 内線 4941  
 担当者：犬塚、藤井 ）

# 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

## 1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

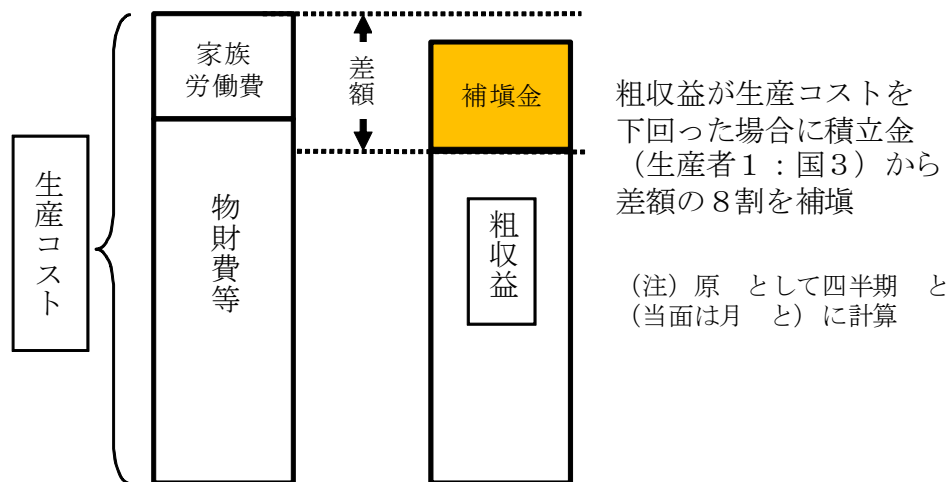
## 2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 積立割合   | 生産者：国＝1：3             |
| (2) 事業実施期間 | 平成25～27年度（3年間）        |
| (3) 補填金    | 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割 |
| (4) 対象品種   | 肉専用種、交雑種、乳用種（3区分）     |
| (5) 対象者    | 肥育牛生産者                |

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額（補助率） 86,942百万円（定額、3/4以内）  
（※24年度補正予算による積み増し：16,206百万円）



一部の県において地域算定をモデル的に実施

担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4890  
担当者：富澤、野間

# 養豚経営安定対策事業

## 1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図る。

## 2 事業内容

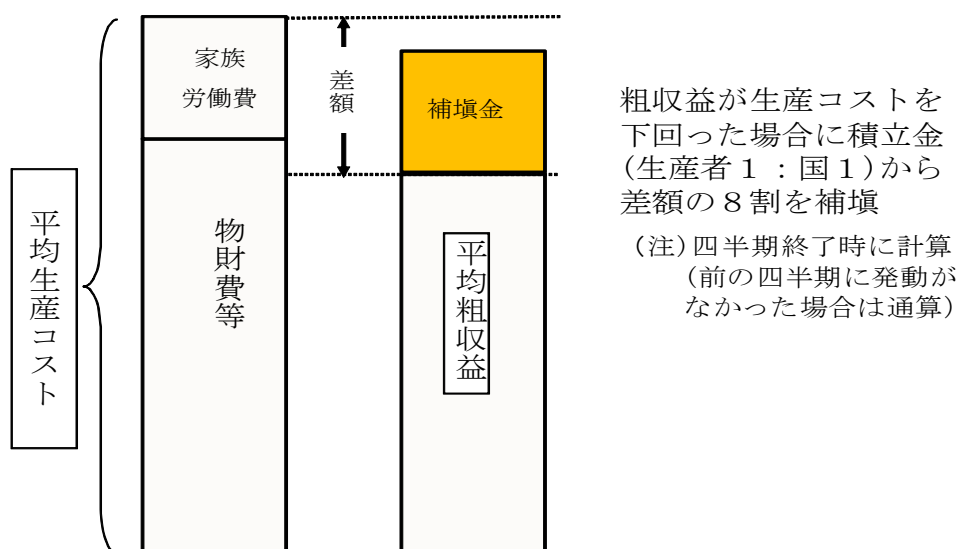
四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

- (1) 積立割合 生産者：国＝1：1
- (2) 事業実施期間 平成23～28年度（6年間）
- (3) 補填金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割
- (4) 対象者 肉豚生産者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）

## 3 事業実施主体 養豚事業者

## 4 所要額（補助率） 9,966百万円（1／2以内、定額） （※24年度補正予算による積み増し：15,689百万円）



担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4890  
担当者：小坪、桑原

# 鶏卵生産者経営安定対策事業

## 1 事業の目的

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こしやすい生産の実態にある。

このため、需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

### (2) 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の子節変動を超えて大幅に下回った場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する。

- ・ 鶏舎収容可能羽数10万羽以上の生産者は成鶏1羽当たり150円以内
- ・ 鶏舎収容可能羽数10万羽未満の生産者は成鶏1羽当たり200円以内

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 5, 189百万円（定額、1/4以内）

（ 担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4942  
担当者：川原、櫻井 ）

# 酪農経営安定対策補完事業（拡充）

## 1 事業の目的

酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパーを活用した地域の生産基盤の強化等を支援するとともに、牛群検定による純タンパク含量やボディコンディションスコアの収集・活用、未經産雌牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価の実施により、生乳の生産効率向上を推進する。

## 2 事業の内容

### (1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

#### ① 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化

傷病時にヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合又は都道府県団体を支援する。

〔 互助組織を統合した場合、当該年度に限り補助率を1/2以内から2/3以内に引き上げ。 〕

#### ② 酪農ヘルパー要員の雇用環境の整備等

ア 雇用後1年以内のヘルパー要員に対し実践研修を行う利用組合に対して、ヘルパー要員の住宅・通勤手当の一部を助成する（33千円/月以内）。

イ ヘルパーの傷害補償保険、ヘルパーの利用に起因する損害賠償保険の加入を促進する。

ウ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

#### ③ 酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化等（拡充）

ヘルパーを活用した生産基盤の強化や利用組合の強化等地域の自主的な取組を支援する。

### (2) 牛群検定システム高度化支援事業

#### ① 乳質の向上

純タンパク含量に関するデータ収集やこれを活用した生乳の品質改善の取組を支援する。

#### ② 生産効率の向上

ボディコンディションスコアのデータ収集やこれを活用した飼養管理改善の取組を支援する。

#### ③ 遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上（拡充）

未經産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価（ゲノミック評価）の実施のために必要なサンプルの収集や検査等の取組を支援する。

## 3 事業実施主体

(1) 都道府県団体、民間団体

(2) 都道府県団体

## 4 所要額（補助率）

818百万円  
うち(1) 403百万円（定額、1/2以内、2/3以内）

うち(2) 415百万円（定額、1/2以内）

担当課 代表03-3502-8111

〔 (1) の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線 4890 担当者：金澤、中島  
(2) の事業 生産局畜産部畜産振興課 内線 4923 担当者：外山、大藪 〕

# 酪農生産基盤回復緊急支援事業（新規）

## 1 事業の目的

都府県の生産者集団が行う生産基盤の維持・回復を図るための意欲ある取組を支援することにより、生産意欲を喚起・増進するとともに、地域の飼養頭数の減少を食い止め、地域に応じた特色ある酪農を推進し、生産基盤の回復を図り、生乳生産の維持・拡大に資する。

## 2 事業の内容

都府県の生産者がまとまって地域酪農生産基盤回復計画を策定して行う取組に対し、次のとおり支援を行う。

### (1) 円滑な乳牛継承の推進

地域の乳牛頭数を維持するため、地域内で乳牛継承を行う場合に支援（32,000円/頭）を行う。

### (2) 緊急増頭対策

酪農家が増頭を図るために、畜舎の改修や簡易施設の導入を行う場合に費用の一部を助成する。

### (3) 暑熱対策の実施推進

生産性向上の妨げとなる暑熱への対策を実施する場合に、技術指導費、関連資材購入費等の一部を助成する。

### (4) 繁殖・生産性の向上

乳牛の健康診断による技術的要因分析、診断結果に基づく総合的な繁殖・生産技術指導等を行う場合に、調査・分析費等の一部を助成する。

### (5) 乳製品製造技術の向上及び販売先確保

生産者がまとまって実施する乳製品の製造販売の取組を推進するため、製造技術習得のための研修等経費、販売促進活動に要する経費の一部を助成する。

### (6) 生産者自らによる特長ある生乳の品質向上と販売先確保

生産者がまとまって実施する特長ある生乳生産の取組を推進するため、品質向上のための研修等経費、販売促進活動に要する経費の一部を助成する。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

1,003百万円（定額、1/2以内）

担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課  
代 表：03-3502-8111 内線4933  
担当者：本田、浦嶋

# 加工原料乳確保緊急対策事業（新規）

## 1 事業の目的

猛暑、東日本大震災、配合飼料価格高騰等厳しい生産環境が続く中、国内の実需者から国産の脱脂粉乳やバターの安定的な供給が強く求められており、その原料となる加工原料乳の確保が緊急の課題となっている。

このため、単年度の緊急対策として、生産者による今後の生乳生産に関する計画を踏まえて生産者団体、乳業者等により行われる加工原料乳の確保に向けた取組を支援することにより、加工原料乳確保の安定化を推進し、国産の脱脂粉乳・バターの安定供給を図る。

## 2 事業の内容

酪農家が作成する今後の生産に関する計画を踏まえて乳業者等とともに加工原料乳の安定確保に向けた取組を行う指定生乳生産者団体に対し、加工原料乳出荷数量に応じて交付金（0.30円/kg）を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

4 所要額（補助率） 543百万円（定額）

担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課  
代表 03-3502-8111 内線 4933  
担当者：本田、上田



# 肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）

## 1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖経営への新規参入や繁殖雌牛の増頭の取組を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 肉用牛生産基盤強化対策

#### ① 新規参入円滑化等対策（拡充）

肉用牛繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、自給率向上に積極的に取り組む新規参入者等に貸し付ける場合に支援等を行う。

#### ② 地域の肉用牛生産基盤強化対策

ア 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成を支援する（対象牛要件の緩和）。

イ 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。（新規）

ウ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備に対して支援を行う。（新規）

エ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。

### (2) 地方特定品種及び離島等の肉用牛振興対策

① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組を支援する。

② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

### (3) 肉用子牛流通等対策

#### ① 肉用牛流通促進対策（拡充）

家畜商組合等が行う肉用子牛の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。

#### ② 肉用牛導入保証支援

家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達を支援する。

## 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

## 4 所要額（補助率） 3,326百万円（定額、1/2以内等）

担当課	代表03-3502-8111			
(1) の①及び②のウの事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4893	担当者：江上、鎌田、馬淵	
(1) の②のア及びエの事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：富澤、堀口	
(1) の②のイ及び(2) の①の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4923	担当者：飯野、佐野	
(2) の②並びに(3) の①及び②の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4941	担当者：犬塚、藤井、二宮	

# 食肉流通改善合理化支援事業（拡充）

## 1 事業の目的

包括的経済連携の推進など貿易の更なる自由化が図られつつある中で、国産食肉と輸入食肉との一層の競合が懸念されるとともに、長引く景気の減退、ユッケによる食中毒事故、東日本大震災発生等に起因する牛肉を中心とした需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産牛肉の新需要の創出等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備並びに産地食肉センターにおける輸出向け食肉の処理・加工に必要な設備の改善を行う場合に、融資残額の一部を助成する。

### (2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

### (3) 食肉卸売経営の安定化

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

### (4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

### (5) 国産牛肉新需要創出緊急対策（新規）

国産牛肉の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品試作や入札販売会等の取組を緊急に支援する。

## 3 事業実施主体

農業協同組合、民間団体等

## 4 所要額（補助率） 2, 586百万円（定額、2/3、1/2、1/10以内）

（担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4943、4944  
担当者：太鼓矢、木下）

## 国産牛肉新需要創出緊急対策事業（新規）

### 1 事業の目的

- (1) 我が国においては、輸入牛肉との差別化や高値取引への期待感から、飼育コストが嵩むものの脂肪交雑（霜降り）を追求した肉用牛生産が行われてきた。
- (2) しかしながら、近年の景気低迷や消費者の低価格指向等を背景に、国産牛肉市場は低迷し、霜降り型牛肉であっても十分な相場形成がなされず、肥育経営は厳しい状況にある。
- (3) 一方、高齢化や健康志向の高まりを背景に、適度な脂肪交雑をもつ牛肉を嗜好する消費者も増えつつあるが、脂肪交雑以外の品質については、客観的な評価手法が確立していないこともあり、食肉卸売市場における商品としての評価が脂肪交雑に偏っていること等から、こうした消費者の嗜好の変化に対応した牛肉需要創出が進んでいないのが現状である。
- (4) そこで、生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、脂肪交雑以外の品質に着目した国産牛肉のバリューチェーンを構築するため、他業種で取組実績のあるフードコミュニケーションプロジェクト手法を活用した商品開発、マーケティングリサーチ等の取組を緊急に支援することにより、顧客視点に立った新需要を創出し、以って畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産牛肉の生産に資する。

### 2 事業内容

#### (1) 商品性創出事業

国産牛肉における脂肪交雑以外の新たな商品価値を実需者等へ提案するため、生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催、マーケティングリサーチ、訴求ポイントの科学的検証、ニーズに応じた生産の確保、フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修、国内外の販路開拓等を支援する。

#### (2) 実証事業

新たな商品価値に即した国産牛肉の販売手法を実証するため、国内外の実需者（小売・外食等）に対する調理法の提案、低需要部位を使った加工品の試作、部分肉の入札販売会の開催等を支援する。

#### (3) 普及事業

新たな商品価値に即した国産牛肉のバリューチェーン構築の取組を全国に普及させるため、モデル地域の現地調査、成果の普及等を支援する。

### 3 事業実施主体

民間団体

### 4 所要額（補助率） 630百万円（定額、1／2以内）

（ 担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4943  
担当者：太鼓矢、信戸 ）

# 畜産高度化支援リース事業

## 1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

### (2) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。

### (3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

### (4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

## 3 事業主体 (財) 畜産環境整備機構

## 4 貸付枠 3,955百万円

(うち、(1)の事業の貸付枠：2,000百万円)

担当課	代表03-3502-8111		
(1)及び(2)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：杉中、大城
(3)の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4943	担当者：太鼓矢、太田
(4)の事業	生産局畜産部牛乳乳製品課	内線4933	担当者：本田

# 畜産特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 畜産特別資金

#### ① 大家畜・養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は平成25年1月24日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間： ：うち据置期間	大家畜 1.5年以内	----- -----	2.5年以内	----- -----
	養豚 7年以内	----- -----	1.5年以内	----- -----
	3年以内	----- -----	5年以内	----- -----
貸付利率	1.30%以内			

・融資枠（平成25～29年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

#### ② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件（利率は平成25年1月24日現在）

償還期間： ：うち据置期間	大家畜 2.5年以内	----- -----
	養豚 1.5年以内	----- -----
	5年以内	----- -----
貸付利率	1.30%以内（但し、貸付当初2年間は無利子）	

・融資枠（平成25～26年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

（※平成24年度第4四半期貸付（融資枠100億円）において前倒しで支援を実施）

### (2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

・貸付条件（利率は平成25年1月24日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円	(100羽当たり) 家きん52千円
償還期間： ：据置期間	5年以内 2年以内	----- -----	3年以内 1年以内
貸付利率	1.275%		1.30%以内

・融資枠（平成24～28年度）250億円

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 民間団体

5 所要額 1,890百万円  
（※別途、24年度補正予算による措置：938百万円）

（ 担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：相田、川野 ）

# 家畜防疫互助基金支援事業

## 1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝搬力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。特に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザについては、平成22年度に我が国においても発生が確認され、現在も、周辺国において継続的に発生している状況である。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

## 2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 基金規模

3,884百万円（うち国費 1/2以内：1,942百万円）

※国費分については、対象疾病が発生した場合のみ必要額をALICから支出

担当課：消費・安全局動物衛生課  
代表 03-3502-8111 内線 4582  
担当者：山野、請川

# 国産畜産物安心確保等支援事業

## 1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

### (2) BSE発生農家経営再建支援等事業

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和する。

### (3) 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及を支援する。

### (4) 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

### (5) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析・提供を支援する。

## 3 事業主体 民間団体等

## 4 所要額（補助率） 465百万円（定額、3/4以内、1/2以内）

担当課	代表03-3502-8111		
(1)の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4924	担当者：関、渡邊
(2)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：富澤、堀口
(3)の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4943	担当者：太鼓矢、信戸
(4)の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4942	担当者：川原、國分
(5)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：杉中、大城

# 畜産副産物適正処分等推進事業

## 1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

### (2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るためのレンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

### (3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

### (4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析、化製業者のワークシェアに必要なクリーニング経費の一部助成、肉骨粉等品質向上技術対策を実施する。

### (5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

## 3 事業実施主体 民間団体

## 4 所要額（補助率） 6,886百万円（定額、10/10以内、1/3以内）

（担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4943  
担当者：英賀、小野、佐藤）